

ID: 186

担当部署: 上下水道課

| | | | |
|---|----------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 給水装置の新設等の承認 | | |
| 例規名 根拠条項 | 柴田町給水条例 第5条第1項 | | |
| 例規番号 | 平成10年条例第3号 | | |
| 【基準】 | | | |
| 第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込み) | | | |
| 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。 | | | |
| 2 前項の申込みにあたり、町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年12月28日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |